

交通安全教室

4月11日(木)6限に、全校生徒対象に、交通安全教室を開催しました。講師として、坂井警察署交通課の方をお招きして、主に自転車に関する交通法規や、歩道での自転車の安全な乗り方について、お話していただきました。生徒たちは、これからも決まりを守って、安全に登校する決意を新たにしました。



生活安全委員長の誓いのことば



- 基本、歩道は自転車が通るところではありません。歩道は、歩行者が優先です。だから、歩道を自転車が通行する際、歩行者がいたら、徐行するか止まって歩行者を優先しなければなりません。
- 自転車が歩道を通行する際、道路側を通るのが原則です。
- 交通事故のほとんどは、当事者の不注意などの人為的ミスから起こります。

